

峰の原高原観光振興事業マスコットキャラクター

Mr. ヌーキー着ぐるみ貸出及び使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、峰の原高原観光協会が管理する、峰の原高原観光振興事業マスコットキャラクターMr. ヌーキーの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 貸出を希望する場合は、「峰の原高原観光協会振興事業マスコットキャラクターMr. ヌーキー着ぐるみ貸出申請書」（様式第1号）を峰の原高原観光協会会長（以下「協会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出の承認)

第3条 協会長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容が、峰の原高原観光協会振興事業及び峰の原高原のPRの周知に資すると認められるときは、着ぐるみの貸出を承認する。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 峰の原高原の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れがあるとき。
- (3) 政党または宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (4) その他、協会長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

2 協会長は、前項の承認をするときは、「峰の原高原観光振興事業マスコットキャラクターMr. ヌーキー着ぐるみ貸出承認書」（様式第2号）を貸出希望者に交付する。

(貸出等)

第4条 貸出の承認を受けたものは、原則として、峰の原高原観光協会指定場所にて着ぐるみを借り受ける。

2 着ぐるみを借り受けた者は（以下「借受者」という。）は、原則として、峰の原高原観光協会指定場所にて峰の原高原観光協会役員の点検を受けて返却する。

3 借受及び返却に要する費用は、原則として借受者が負担する。

4 貸出は、無料とする。

5 貸出期間は、原則として往復の移動日を含めて5日以内とする。

6 貸出は、原則として先着順とする。

7 貸出の申込は、貸出日の7日前までとする。

(遵守事項)

第5条 借受者は、承認を受けた範囲で使用しなければならない。

2 借受者は、別記「Mr. ヌーキー」使用上の注意を遵守しなければならない。

- 3 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- 4 借受者が、着ぐるみを汚損または紛失したときは、速やかに「峰の原高原観光振興事業マスコットキャラクターMr. ヌーキー着ぐるみ汚損（紛失）届」（様式第3号）を提出しなければならない。
- 5 借受者が、故意または重大な過失によって着ぐるみを汚損又は紛失したときは、修繕若しくはクリーニングまたは製作に要する費用を弁償する。

（承認内容の変更）

第6条 第3条の規定に基づく承認を受けたものが、その承認内容の変更を希望するときは、あらかじめ「峰の原高原観光振興事業マスコットキャラクターMr. ヌーキー着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」（様式第4号）を協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認については、第3条の規定を準用する。

（承認の取り消し）

第7条 協会長は、借受者がこの規定に違反したとき、貸出の承認を取り消すことができる。この場合において、峰の原高原観光協会は、当該承認の取り消しによって生じた損害について責任を負わない。

- 2 前項の承認の取消は、「峰の原高原観光振興事業マスコットキャラクターMr. ヌーキー着ぐるみ貸出承認取消通知書」（様式第5号）をもって行う。

- 3 前2項の規定により貸出の承認を取り消されたものは、前項の通知があった日以降、速やかに借受けた着ぐるみを返却しなければならない。

（峰の原高原観光協会の責任）

第8条 峰の原高原観光協会は、着ぐるみの使用により生じた損害については一切の責任を負わない。

（補則）

第9条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの貸出事務及び使用方法について必要な事項は、協会長が別に定める。

附則

この規定は平成26年10月 日から施行する。